

5 近 経 第 3 0 号
令和5年5月17日

広島県広島市中区鶴見町4-25
株式会社 増岡組
代表取締役 増岡 聡一郎 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社の社員が、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴されたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和5年7月17日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和5年5月18日～令和5年7月17日（2か月）

2 指名停止の理由

株式会社増岡組の社員は、広島県が発注した県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年3月15日、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。